

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第132期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 始
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 小林 伸互
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 小林 伸互
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第131期 第2四半期連結 累計期間	第132期 第2四半期連結 累計期間	第131期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	52,769	57,561	108,817
経常利益又は経常損失() (百万円)	4,019	581	6,461
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	4,838	499	7,365
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,622	1,068	7,259
純資産額(百万円)	32,099	31,529	30,461
総資産額(百万円)	139,500	137,463	140,808
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	31.27	3.23	47.61
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.0	22.9	21.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	754	1,514	525
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,823	1,427	4,499
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,800	933	124
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	11,214	6,194	10,076

回次	第131期 第2四半期連結 会計期間	第132期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	21.27	3.23

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第131期第2四半期連結累計期間及び第131期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第132期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

重要な契約内容の更新は下記の通りであります。

生産委託契約

契約会社名	相手先の名称	契約内容	契約期間
日本冶金工業株式会社（当社）	新日鐵住金ステンレス株式会社	高機能材及びステンレス鋼厚板製品の委託生産	平成25年4月1日から平成25年9月30日までとし、その後は1年毎に自動延長

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、各種景気刺激策や円安局面の継続などにより、緩やかながら景気回復の兆しも見えてきました。しかしながら、ステンレス特殊鋼業界におきましては需給環境の回復には未だ至らず、LMEニッケル相場は4月の\$7/lb台から9月には\$6/lb台前半へと下落し、先安感からの買い控えや、長引く欧州経済の低迷、中国経済の成長鈍化など、期を通じて需要は盛り上がりやを欠く結果となりました。

このような経営環境の中、当社グループとしましては、戦略分野である高機能材につきまして、本年6月に拡販戦略の立案・推進等を担う組織として高機能材営業推進部を設立し、国内外への更なる拡販を図り、販売数量は前年同四半期比3.8%増となりました。また、一般材の販売数量につきましても前年同四半期比14.3%増となりました。更に、昨年10月に公表しました「総コスト削減計画」に基づく諸施策を着実に実行することにより、収益の改善を図ってまいりました。

この結果、平成26年3月期第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高 57,561百万円（前年同四半期比 4,792百万円増）、営業利益 1,153百万円（前年同四半期比 4,450百万円増）、経常利益 581百万円（前年同四半期比 4,600百万円増）、四半期純利益 499百万円（前年同四半期比 5,337百万円増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主として仕入債務の減少等により1,514百万円の支出（前年同四半期比 2,268百万円の支出の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形及び無形固定資産の取得による支出を含め、1,427百万円の支出（前年同四半期比 1,396百万円の支出の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主として長期借入金の返済等により933百万円の支出（前年同四半期比 868百万円の支出の減少）となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて6,194百万円となり、前年同四半期比 5,020百万円減少いたしました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「 ．社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「 ．自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、及び「 ．当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念及び企業ビジョン、並びに当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成23年5月に、平成25年度（2013年度）を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

また、本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_110516.pdf) をご参照下さい。

大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は、大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、() 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または() 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとし、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとし、

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとし、

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、() 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、() 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとし、また、かかる有効期間の満了前であっても、() 平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、

・上記()の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記()の取組みを実施しております。上記()の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記()の取組みは、上記()の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

上記()の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記()の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記()の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるこ

とを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記()の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記()の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、199百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	154,973,338	154,973,338	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 500株
計	154,973,338	154,973,338	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	154,973	-	24,301	-	9,542

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,834	5.71
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目	4,246	2.75
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	3,115	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,923	1.89
日本冶金協力会社持株会	東京都中央区京橋一丁目5番8号	2,523	1.63
服部 圭司	東京都豊島区	2,070	1.34
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番	2,053	1.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,010	1.30
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,800	1.16
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	1,775	1.15
計	-	31,352	20.26

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式(280,701株)を控除して計算しております。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係る株式数であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 280,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 154,463,500	308,927	-
単元未満株式	普通株式 229,338	-	-
発行済株式総数	154,973,338	-	-
総株主の議決権	-	308,927	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
当社	東京都中央区京橋 一丁目5番8号	280,500	-	280,500	0.18
計	-	280,500	-	280,500	0.18

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,121	6,234
受取手形及び売掛金	21,715	19,915
商品及び製品	5,909	6,836
仕掛品	13,458	15,614
原材料及び貯蔵品	8,193	7,297
その他	1,149	722
貸倒引当金	585	589
流動資産合計	59,960	56,028
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,315	12,926
機械装置及び運搬具(純額)	20,640	20,758
土地	39,346	39,333
その他(純額)	1,699	1,956
有形固定資産合計	74,999	74,972
無形固定資産	936	890
投資その他の資産		
投資有価証券	4,185	4,860
その他	786	743
貸倒引当金	57	31
投資その他の資産合計	4,913	5,572
固定資産合計	80,849	81,434
資産合計	140,808	137,463
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,891	16,632
短期借入金	34,581	33,896
1年内返済予定の長期借入金	11,061	10,184
賞与引当金	645	613
その他	5,290	5,188
流動負債合計	71,468	66,513
固定負債		
長期借入金	18,053	19,289
退職給付引当金	9,218	8,854
環境対策引当金	29	16
その他	11,580	11,263
固定負債合計	38,879	39,421
負債合計	110,347	105,933

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,301	24,301
資本剰余金	9,542	9,542
利益剰余金	5,788	5,289
自己株式	132	132
株主資本合計	27,923	28,422
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	646	1,220
繰延ヘッジ損益	5	0
土地再評価差額金	1,823	1,823
為替換算調整勘定	42	30
その他の包括利益累計額合計	2,507	3,073
少数株主持分	31	34
純資産合計	30,461	31,529
負債純資産合計	140,808	137,463

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	52,769	57,561
売上原価	50,982	51,567
売上総利益	1,787	5,994
販売費及び一般管理費	5,083	4,841
営業利益又は営業損失()	3,296	1,153
営業外収益		
受取配当金	73	56
固定資産賃貸料	64	68
その他	81	27
営業外収益合計	218	151
営業外費用		
支払利息	578	555
その他	363	169
営業外費用合計	941	723
経常利益又は経常損失()	4,019	581
特別利益		
固定資産売却益	1	1
投資有価証券売却益	-	2
その他	6	-
特別利益合計	7	3
特別損失		
投資有価証券評価損	115	-
減損損失	10	10
災害による損失	3	2
事業構造改善費用	601	-
その他	20	-
特別損失合計	750	12
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	4,762	571
法人税等	79	70
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	4,840	502
少数株主利益又は少数株主損失()	3	3
四半期純利益又は四半期純損失()	4,838	499

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	4,840	502
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	746	574
繰延ヘッジ損益	3	5
為替換算調整勘定	38	12
その他の包括利益合計	781	567
四半期包括利益	5,622	1,068
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,619	1,066
少数株主に係る四半期包括利益	3	3

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	4,762	571
減価償却費	2,246	1,943
退職給付引当金の増減額(は減少)	21	364
受取利息及び受取配当金	74	57
支払利息	578	555
売上債権の増減額(は増加)	5,960	1,799
たな卸資産の増減額(は増加)	41	2,187
仕入債務の増減額(は減少)	2,494	3,258
その他	233	87
小計	1,282	910
利息及び配当金の受取額	74	57
利息の支払額	547	617
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	55	44
営業活動によるキャッシュ・フロー	754	1,514
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	2,845	1,433
その他	22	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,823	1,427
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	445	674
長期借入れによる収入	3,580	6,090
長期借入金の返済による支出	6,126	5,730
その他	300	618
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,800	933
現金及び現金同等物に係る換算差額	47	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,917	3,882
現金及び現金同等物の期首残高	15,081	10,076
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	50	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	11,214	6,194

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

第1四半期連結会計期間より、一部の連結子会社において退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法に変更しております。この変更は、これらの連結子会社の従業員数の著しい減少によって高い水準の信頼性を持った数理計算上の見積りを行うことが困難となったため行ったものです。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間において営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ300百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

従業員の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
従業員(住宅資金借入債務)	47百万円	従業員(住宅資金借入債務) 33百万円

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	1,580百万円	2,519百万円
受取手形裏書譲渡高	373	324

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
給料賞与等	1,325百万円	1,180百万円
運送費及び保管料	995	1,010
賞与引当金繰入額	221	184
退職給付費用	117	16

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	11,259百万円	6,234百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	55	70
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	10	30
現金及び現金同等物	11,214	6,194

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	31円27銭	3円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	4,838	499
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	4,838	499
普通株式の期中平均株式数(千株)	154,696	154,694

(注) 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、1株当たり四半期純損失金額であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

日本冶金工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 久具 壽男 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。